

施設等利用費（利用料）の償還払いについて

令和元年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化により、新たに制度化された施設等利用給付認定を受けた一時預かり事業（一般型）の利用者の皆様については、利用料について、一定の上限額までの範囲で償還払いにより施設等利用費の給付を受けることができます。但し、施設等利用費の給付を受けるためには、宇治市が定める所定の手続きが必要となります。対象者の方は以下のとおり請求手続きをお願いします。

1 請求方法

利用者は宇治市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する特定子ども・子育て支援領収書兼提供証明書（原本）を添付して、所定の請求期限までに持参又は郵送により宇治市の保育支援課（市役所2階）に提出してください。

郵送先：〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 保育支援課

2 請求時期

宇治市では年4回（7月・10月・1月・4月）に分けて施設等利用費をお支払いいたしますので、請求手続きは次の時期に行ってください。また、請求書の記載事項に不備等がある場合や、給付にあたって要件審査が必要となる場合には支払い時期が遅れる場合があります。

＜四半期ごとの給付対象利用料・請求期限・支払い予定時期＞

	第1回支払い	第2回支払い	第3回支払い	第4回支払い
給付対象利用料	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分
請求期限	市役所の7月の第5開庁日まで	市役所の10月の第5開庁日まで	市役所の1月の第5開庁日まで	市役所の4月の第5開庁日まで
支払い予定時期	7月末	10月末	1月末	4月末

3 給付額の審査・決定について

宇治市による請求書・領収書兼提供証明書の審査の結果、無償化の対象とならない「特定費用等」（個人の所有物となる日用品・文房具や制服等の費用、施設・事業主催の行事参加費、食材料費、その他実費で徴収する費用）が請求額に含まれていることが確認された場合や、他の無償化事業との併用により請求額が給付上限月額を上回ることが確認された場合は、給付額が請求額を下回ることとなりますので、あらかじめご了承ください。なお、決定した給付額については、指定口座への振込をもって通知にかえさせていただきます。

4 その他

施設等利用費の給付を受けるためには宇治市から施設等利用給付認定を受けていることが条件となります。施設等利用給付認定の有効期限内に保育要件を喪失している場合や、宇治市外に転出される場合など、宇治市からの給付要件を喪失されている場合は、速やかに宇治市にご連絡ください。

<問い合わせ先> 宇治市福祉子ども部保育支援課 計画係

(〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所2階)

電話番号：0774-20-8732（保育支援課直通番号）

ご連絡時に「一時預かり事業の利用料の償還払いについて」とお伝えください。